

(3) 高知県 在留資格別外国人住民数推移【5年間】

区分	在留資格	活動内容等	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
特別永住者		入管特例法によって定める特例の在留資格。1945年9月2日以前から引き続き日本に在留する者及びその子孫	543	541	507	498	484
一時庇護許可者							
経過滞在者			4		1	1	
中 長 期 在 留 者	教授	日本の大学、これに準ずる機関、高等専門学校での研究、指導、教育活動	22	29	32	18	19
	芸術	収入を伴う音楽、美術、文学等の芸術活動					
	宗教	外国から派遣された宗教家が行う布教等の宗教活動	3	2	2	3	4
	報道	外国の報道機関との契約による取材、報道活動					
	経営・管理 (※H26まで投資・経営)	日本で貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	3	5	5	5	6
	高度専門職1号イ	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が、法務大臣が指定する日本の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の日本の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動で、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの					1
	高度専門職1号ロ	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が、法務大臣が指定する日本の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動で、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの					
	高度専門職1号ハ	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が、法務大臣が指定する日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動で、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの					
	高度専門職2号	1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 日本の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 日本の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動(2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)					
	法律・会計事務	外国法事務弁護士、外国公認会計士等、法律上の資格を有して行う法律・会計業務					
	医療	医師、歯科医師等、法律上の資格を有して行う医療活動に従事する者					3
	研究	日本の公私の機関との契約に基づき行う研究業務に従事する者	3	3	3	1	1
	教育	日本の小学校、中学校、高校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校等での教育活動に従事する者	104	104	99	106	102
	技術	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。)	13	10	6	4	71
	人文知識・国際業務		58	49	61	60	
	企業内転勤	日本の本店、支店、事業所がある公私の機関の外国事業所職員が、日本にある事業所等に転勤し、技術・人文知識・国際業務に従事する場合	5	3	18	26	20
	興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の芸術活動に従事する者	34	1	2	1	8
	技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	42	43	37	42	53
	技能実習1号イ	日本の公私の機関の外国事業所職員等で、日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の日本にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)		38			
	技能実習1号ロ	法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動	268	264	305	355	382
技能実習2号イ	前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動						
技能実習2号ロ	技能実習1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)	385	410	424	479	537	
文化活動	収入を伴わない、学術上・芸術上の研究者等	8	6	5	8	8	
短期滞在	観光目的や会議参加者等	11					
留学	大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校等の学生	569	511	482	507	607	
研修	研修生	16	4	3	3	4	
家族滞在	就労外国人が扶養する配偶者や子	81	73	68	83	86	
特定活動	ワーキングホリデーや経済連携提携に基づく外国人看護師、介護福祉士候補者等	39	22	23	31	34	
永住者	永住許可を受けた者	789	825	837	855	893	
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子	366	330	314	303	295	
永住者の配偶者等	永住者の在留資格を持つ者の配偶者、日本で出生し引き続き在留している実子	18	13	15	15	14	
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し在留を認める者(日系3世、中国残留邦人等)	100	93	99	101	96	
その他		1					
合計			3,485	3,379	3,348	3,505	3,728

※登録者数は、各年12月末日現在のデータである。

※法務省統計局 在留外国人統計より
(H23～26は住民基本台帳法第30条
の45区分に基づく県国際交流課調べ)